

東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話03 (5332) 3971 (代表)
FAX03 (5332) 3972
発行人・編集人
三木 勉

印刷部数11万3200部
(購読料は組合費のなかに含まれています)
(年間購読料 千八百円)
定価 五十円



東京土建のホームページ <http://www.tokyo-doken.or.jp/>

原発ゼロの未来へ
3・4全国集会
3・11から7年目を迎えるようとしていきます。原発をなくす全国連絡会主催の全国集会へ参加して原発ゼロ実現と被害者救済へ声をあげましょう。
【日時と場所】3月4日13時〜、日比谷野外音楽堂

2・4賃金引き上げ建設労働者大集会

低賃金・低単価の打開

要求しなければ上がらない

設計労務単価が5年連続上がっているにもかかわらず、賃金・単価は微増にとどまっている現状に建設労働者はもう我慢できません。東京土建をはじめとする関東の建設労働組合の仲間が立ち上がりました。2月4日、虎ノ門のニッショーホールで「建設労働者の未来をひらく2・4大集会」(主催・同実行委員会)を5500人で開催し、集会終了後、新宿駅西口に移動し、大宣伝行動を繰り広げました。

冒頭、実行委員会を代表して、東京都連の菅原良和委員長があいさつ。「日建連は昨年9月22日、通達を出し、若者が入職しない建設産業の未来に危機感を感じ、ようやく重い腰をあげた。その中では、私たちが指摘してきた低単価、低賃金の問題を認めている。私は大工だが、全国で10代の



新宿駅西口でスタンディングコール

大工は2900人しかいない。絶滅危惧種だ。50代、60代が一番多く、将来の大量離職の時代を考えるとぞっとする数字だ。本日の集会が建設技能労働者の処遇改善のさらなる一歩になるように団結して前進しよう」と訴えました。全建総連、自治労東京の代表などが連帯の発言を行なった後、国会議員の皆さんが続きました。高木美智代衆議院議員、初鹿明博衆議院議員、松原仁衆議院議員、山添拓参議院議員、青木愛参議院議員の発言に加え、菅原一秀衆議院議員、小川敏夫参議院議員、福島瑞穂参議院議員からもメッセージが寄せられ、集会で掲げる要求実現への支持が公

2018年度東京土建一般労働組合本部役員選挙について下記のとおり告示します。
2018年2月1日
第71回定期大会
役員選挙管理委員会
委員長 秋元 正眞
一、本部役員定数
役員定数は2月1日の第11回中央執行委員会以下のとおり確認しました。
①中央執行委員長(非専従) 1人(現行通り)
②中央副委員長(非専従) 6人(1人増)

③書記長(専従) 1人(現行通り)
④書記次長(専従) 5人(現行通り)
⑤常任中央執行委員21人(現行通り)
⑥中央執行委員(非専従) 46人(各支部から1人、青年部から1人、各ブロックから書記1人)
⑦会計監査(非専従) 3人(現行通り)

二、立候補受付
①受付期間 2018年3月1日(木) 午前9時30分〜午後3時
②受付会場 けんせつプラザ東京
間中とします。
④立候補者一覧 受付終了後、立候補届にもつき立候補者一覧を発行し、各支部書記局宛に送ります。立候補者一覧の記載順序は各役職の受付順とします。但し、中央執行委員は支部順とします。

三、選挙
役員選挙は役職ごとに第71回定期大会で行ない、選挙の時間は選挙管理委員会が大会運営委員会と協議して定めま

四、選挙人
選挙人は資格審査を経た第71回定期大会を構成する代議員です。但し、投票時間中に出席していない選挙人は投票することはできません。
以上

明、立憲民主、希望、共産、自由、自民、民進、社民の主要8党の国会議員から表明され参加者を勇気づけました。

工期優先は許されない
基調報告を行なった実行委員会の宮本英典事務局長(都連書記長)は、五輪現場での過労自殺、労災事故をあげ、労働者の命を軽視する工期優先は絶対に許されない、復興五輪にしなければならぬとし、「ゼネコン、ハウスメーカーは空前の利益をあげてい



なでしこ大工の梶野さん



野田さん

なでしこ大工に大きな拍手
現場からの報告を5人の仲間が行ない、埼玉土建の女性

大工、梶野映さんが「この仕事はハードだけれど、達成感があって大好き。夢は自分の手で自分の家を建てること」と話すと会場は大きな拍手に包まれました。集会アピールを参加者全員で確認、団結カンパロウを唱和して終了し、新宿に向かいました。

賃金下げずに週休2日へ
集会に参加し、新宿駅では道行く人に作業着で建設労働者の処遇改善をアピールした野田智文さん(江東)

る。設計労務単価は4割も上がっているのに、賃金は6〜7%しか上がっていない。大切なのは、私たちが賃上げを求めなければ決して上がらないということ。年収600万円と週休2日制の完全実施を求めてそれぞれの現場からたたかおう」と述べました。

「日本国政総本部」と車体に書かれた団体が街宣車を並べており、宣伝行動の開始を遅らせる事態となりましたが、断固として敢行。「建設産業の若者育成を!」「賃金引き上げ」と書かれたボードを掲げてスタンディングとコール、私たちの要求を知らせる

談「防水の仕事は23年ほどやっていて、41歳になります。仕事の性質上、土日働くとが多いのですが、週休2日の完全実施になった場合、賃金が下がらないことが大前提です。月給制で良い時から10万円さかっています。大学生の子どもがいるので、教育費は大変。賃金引き上げのためにがんばりたい」。

チラシの入ったティッシュを配布するなどのパフォーマンスを行ない、日曜日で賑わう街頭でアピールしました。

1月31日、画期的な判決が出た。現職の陸上自衛官が国を相手に、安全保障関連法に基づく防衛出動は憲法違反であり、出動命令に従う義務がないことの確認を求めた訴訟の控訴審判決だ。東京高裁は訴えを却下した1審の東京地裁判決を取り消し、審理を東京地裁に差し戻した。

朝やけ

■1審の東京地裁は、「現時点で出動命令が出る具体的な可能性はなく、原告(自衛官)が主張する不安は抽象的なもの」という理由で、訴えを却下したが、東京高裁は「出動命令に従わない場合、刑事罰や懲戒処分を受ける可能性があり、訴えの利益はある」と、東京地裁の判断を取り消した。
■仮に集団的自衛権が憲法違反だとする判決が下されれば、世論が大きく動くだろう。専守防衛の範囲を超えた敵基地攻撃論や、長距離射撃のミサイル購入などは論外であるし、何よりも安全保障関連法の見直しが必要となるだろう。
■原告の自衛官は「入隊時に憲法順守を宣誓し、集団的自衛権行使に従うことは同意していない。命令を拒否すると罰則が科される恐れがある」と主張していた。世間のパッシングの恐れも顧みず、訴訟に踏み切った自衛官の勇気と信念にエールを贈りたい。自衛隊員が殺し、殺されることを絶対に許さず、この国の平和を守っていきたい。